

浜田市消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 12 月 5 日

浜田市長 三 浦 大 紀

浜田市規則第 45 号

## 浜田市消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則

浜田市消防職員委員会に関する規則（平成 17 年浜田市規則第 194 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「とりまとめて」を「取りまとめて」に改める。

第 9 条第 1 項中「の前半に 1 回開催することを常例とするとともに、必要に応じ、」を「1 回以上」に改める。

別記様式中

「

|                   |              |        |
|-------------------|--------------|--------|
| ※ 1<br>意見取りまとめ者氏名 | ※ 2<br>受付年月日 | 」<br>を |
|-------------------|--------------|--------|

「

|   |              |        |
|---|--------------|--------|
| ※ 1<br>意見取りまとめ者氏名   | ※ 2<br>受付年月日 | 」<br>に |
| (意見取りまとめ者を経由する場合) 意見取りまとめ者から委員会の庶務を担当する部課への提出において希望する提出者職氏名の取扱い |              |        |

記名・匿名

改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。